

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白岡市長 藤井 栄一郎

市町村名 (市町村コード)	白岡市 (11246)	
地域名 (地域内農業集落名)	実ケ谷・千駄野地区 (実ケ谷地区、千駄野地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月 6日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区における農業経営主の平均年齢は71歳と高齢化が進み、後継者不足もあいまって、遊休農地の更なる増加が懸念されており、持続的に農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、ほ場整備事業による区画の拡大に取り組み、水稻栽培の効率化を図る必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業経営主:126人(うち50歳代以下:5人)、団体経営体(法人):2経営体、主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業法人や認定農業者等の農業を担う者への農地の集積・集約化を進める。

農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入や、ほ場整備事業による、農地の大区画化を進める。

地域コミュニティの活性化を図るため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再配分を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

実ケ谷・千駄野地区のうち、埼玉型ほ場整備事業を実施予定の区域内で、農振農用地区域内の農地について、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、埼玉型ほ場整備事業を実施し、農用地の大区画化のための基盤整備を令和7年度までに実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から水稻栽培に取り組む担い手を募集し、担い手の確保を図る。 ・担い手については、白岡市や農業委員会、春日部農林振興センター、南彩農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
② 環境に優しい農業の確立や地産地消の推進、学校給食への安心で安全な食材の供給を図るため、地域特産物の水稻を対象に、有機農業や減農薬・減化学肥料栽培を推進していく。									
③ 高齢化や後継者不足により担い手が減少していく中で、担い手への負担が増加していくことから、省力化に繋がるスマート農業の活用を進めていく。									